

## 地方独立行政法人山口県産業技術センターにおける不正使用防止対策基本方針について

制定 平成30年 4月

最高責任者決定

地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下、法人という。）における競争的資金等の適正管理に関する規程第4条第2項に掲げる不正使用防止対策の基本方針を次のとおりとする。

### 1 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、競争資金等の使用ルールの明確化、職務権限の明確化及び関係者の意識向上に取り組む。

### 2 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因の把握を行うとともに、不正使用防止計画を策定し、実施する。

### 3 競争的資金等の適正な運営・管理活動の実施

不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。

### 4 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の適正管理に関する規程や不正使用防止計画などをホームページで公表し、不正使用防止の取組に関する積極的な情報発信を行う。